

令和 8 年度

川崎市相談支援従事者現任プレ研修 神奈川県相談支援従事者現任研修（川崎市） 受講者募集のご案内 **【締切延長】**

※「令和 8 年度川崎市相談支援従事者現任プレ研修」（以下、現任プレ研修）と「令和 8 年度神奈川県相談支援従事者現任研修（川崎市）」（以下、現任研修）の 2 研修をまとめて受講者募集します。どちらか一方のみの申込みはできません。

※現任プレ研修、現任研修の講義部分に関しては YouTube および（特非）日本相談支援専門員協会の e-ラーニングシステムを使用した動画配信にて実施予定となります。

- ・ 日 程 (1) 現任プレ研修 配信講義 + 演習 1 日間
 - ・ 配信講義 5 月 12 日 (火) ~ 6 月 4 日 (木) (予定)
 - ・ 演 習 日 6 月 5 日 (金)
- (2) 現任研修 配信講義 + 演習 3 日間
 - ・ 配信講義 6 月 6 日 (土) ~ 7 月 2 日 (木)
 - ・ 演 習 日 7 月 3 日 (金)、8 月 7 日 (金)、9 月 4 日 (金)
 - ・ 相談支援実習 ① 7 月 13 日 (月) ~ 8 月 6 日 (木) より 1 回 (予定)
② 8 月 17 日 (月) ~ 9 月 3 日 (木) より 1 回 (予定)
- ・ 募集人数 定員 72 名
- ・ 受講料 計 6,000 円 (現任プレ研修 1,000 円、現任研修 5,000 円)
- ・ 申込方法 (1) 申込受付システムより申込み
(2) 「法人受講推薦書」「受講済の初任者研修・現任研修の全修了証書のコピー」を郵送にて提出。
- ・ 募集期限 令和 8 年 4 月 **27 日 (月)** 必着 (延長)

※各研修の詳細・スケジュール等は次頁以降をご覧ください。

【問合せ】

日程・申込等：総合研修センター（指定管理者：（福）川崎市社会福祉協議会） 電話：044-223-6509

受講対象者等：川崎市健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課 障害者支援担当

電話：044-200-3197

もくじ

該当ページ

○川崎市相談支援従事者現任プレ研修・

神奈川県相談支援従事者現任研修（川崎市）実施要領実施要領

P 3 ～ 1 0

- | | |
|------------------------|-------------|
| ・ カリキュラム | P 4 |
| ・ 受講者の推薦・ 申込みについて | P 8 |
| ・ 受講者の決定について | P 9 |
| ・ その他の注意事項 | P 9 |
| ・ 研修全般に関する問合せ先 | P 1 0 |
| ・ 研修会場のご案内 | P 1 0 |
| ・ 法人受講推薦書 | P 1 1 |
| ・ 現任プレ研修・ 現任研修全体スケジュール | P 1 2 |
| ・ (参考) 相談支援専門員の実務経験 | P 1 3 ～ 1 4 |

令和 8 年度 川崎市相談支援従事者現任プレ研修・

令和 8 年度 神奈川県相談支援従事者現任研修（川崎市）実施要項

1 目的

（1）現任プレ研修

障害者やその家族が持っている様々なニーズと障害者の地域生活支援に必要なサービスを結び、制度が円滑に利用されるように関係機関との調整を図る「ケアマネジメント」に必要な、総合的判断・評価（アセスメント）を行う技術力の強化と支援課題の整理及び支援計画作成の技術力強化を重点として実施する。

（2）現任研修

地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体等

（1）実施主体 川崎市

（2）運営主体 総合研修センター（指定管理者：社会福祉法人川崎市社会福祉協議会）

3 定員

72名（川崎市の選考により受講者を決定します。）

4 受講料

受講料は 6,000 円 です。支払方法等詳細は、受講決定通知とともにご案内します。

※ 川崎市相談支援従事者現任プレ研修の受講料（1,000 円）と、神奈川県相談支援従事者現任研修（川崎市）の受講料（5,000 円）を合わせた金額となります。

※ 通信費や交通費等、その他経費については自己負担となります。

※ 受領した受講料は、いかなる理由があっても返金しません。

5 日程・会場・カリキュラム

現任プレ研修 全2日間（オンライン講義1日間分、演習1日間）

現任研修 全4日間（オンライン講義1日間分、演習3日間）

※相談支援実習を現任研修演習1日目と2日目の間、2日目と3日目の間で実施します。

※実習は各基幹相談支援センター等で個別の日程で実施し、各1日、約1時間程度を予定しています。

令和8年度 川崎市相談支援従事者現任プレ研修・
神奈川県相談支援従事者現任研修（川崎市）研修カリキュラム 【予定】

		日程・場所	時間	区分	科目
現 任 プ レ 研 修	配信講義	5月12日～6月4日の指定の期間内にオンライン（YouTube）で受講（予定）	1日分	講義①	川崎市の相談支援体制について
				講義②	意思決定支援について
				講義③	障害者福祉を取り巻く条例や法律の理解
	演習1日目	6月5日（金） 9：30～17：00 場所： 総合研修センター	9：30～9：35	導入	開講、事務連絡
			9：35～12：25	講義・演習	
			12：25～13：25	休憩	昼休憩
			13：25～16：25	講義・演習	
			16：25～16：45	演習	現任研修オリエンテーション
			16：45～17：00	事務連絡	事務連絡

		日程・場所	時間	区分	科目	
現 任 研 修	配信講義	6月6日～7月2日の指定の期間内にオンラインで受講し、課題提出	1日分	講義①	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法等の現状	
				講義②	個別相談支援	
				講義③	多職種連携チームアプローチ	
				講義④	地域を基準としたソーシャルワーク	
				講義⑤	事例研究及びスーパービジョンによる人材育成の理論と方法	
	演習1日目	7月3日（金） 9：30～17：00 場所： 総合研修センター	9：30～9：50	導入	開講、演習ガイダンス	
			9：50～10：50	講義	個別相談支援	
			10：50～12：35	演習	実践報告・検討（前半）	
			12：35～13：35	休憩	昼休憩	
			13：35～16：45	演習	実践報告・検討（後半）、相談支援実習①の整理、まとめ	
			16：45～17：00	事務連絡	事務連絡、相談支援実習①実習ガイダンス	
	相談支援実習①（予定） 令和8年7月13日（月）～8月6日（木）				期間中約1回1時間程度。基幹相談支援センター等にて自らの提出課題を検討。	
	演習2日目	8月7日（金） 9：30～17：00 場所： 総合研修センター	9：30～9：45	導入	事務連絡、演習ガイダンス	
			9：45～10：45	講義	多職種連携およびチームアプローチ	
			10：45～12：20	演習	実践報告・検討（前半）	
			12：20～13：20	休憩	昼休憩	
			13：20～16：40	演習	実践報告・検討（後半）、相談支援実習②の整理、まとめ	
	相談支援実習②（予定） 令和8年8月17日（月）～9月3日（木）				期間中約1回1時間程度。基幹相談支援センター等にて地域での相談支援体制や地域自立支援協議会の理解を目的に実施。	
	演習3日目	9月4日（金） 9：30～17：00 場所： 総合研修センター	9：30～9：45	導入	事務連絡、演習ガイダンス	
			9：45～11：40	講義・演習	導入講義、GSV（グループスーパービジョン）の目的と方法	
11：40～12：40			休憩	昼休憩		
12：40～14：20			演習	代表事例によるGSV		
14：20～15：20			講義	個別支援から地域支援の展開		
15：20～16：40			演習	地域支援の展開、まとめ		
16：40～17：00	事務連絡	事務連絡、閉講				

※日程・会場・カリキュラムの内容等は変更する可能性があります。予めご了承ください。

【配信講義の留意事項】

- ※ 現任プレ研修の講義 1 日分は YouTube を使用した動画配信にて実施を予定しています。動画の冒頭や途中で、広告が自動的に流れる場合があります。
- ※ 現任研修の講義 1 日分はインターネットで映像を視聴する（特非）日本相談支援専門員協会の e-ラーニングシステムを使用し実施します。定められた期間内に動画を視聴し、課題提出をもって出席とします。e-ラーニングシステムを使用するに際し、受講者に ID とパスワードを発行するため、（特非）日本相談支援専門員協会へ受講者名簿（受講者のお名前とお申込み時にご記入いただくメールアドレス）を提出します。

6 受講対象者

次の（1）から（3）のいずれかにあてはまる者で、「令和 8 年度 川崎市現任プレ研修」と、「令和 8 年度神奈川県相談支援従事者現任研修（川崎市）」を合わせて受講予定の者

- （1）申込時点において、川崎市内に所在する指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所または指定障害児相談支援事業所で相談支援専門員として従事している者、もしくは上記事業所で相談支援専門員として従事する予定の者
- （2）障害児者等の相談支援業務に従事する市職員
- （3）その他、市が必要と認める者

本研修の受講には、実務経験が必要です。詳細は 7 ページ目の「10 相談支援専門員の資格の更新について」を参照してください。

【留意事項】

- （1）**「令和 8 年度 川崎市現任プレ研修」及び、「令和 8 年度神奈川県相談支援従事者現任研修（川崎市）」の全日程を受講可能で、利用者の同意のもと演習および実習事例を提出できる方を受講対象とします。**
※過年度の現任プレ研修を修了されている方も、再度今年度の研修をご受講ください。
- （2）相談支援従事者初任者研修を修了している必要があります。

7 修了証書の交付、修了者名簿の管理

- (1) 現任研修は神奈川県の委託により川崎市が実施するもので、全日程を修了した方に川崎市より修了証書を交付します。
※現任プレ研修は、川崎市独自で実施している研修のため、修了証書は交付されません。
- (2) 川崎市は現任研修修了者名簿（修了証番号、氏名、生年月日、所属等）を管理します。
- (3) 本研修は全日程の出席をもって修了となりますので、遅刻や早退は欠席とみなします。修了証書交付できません。通勤時間帯による混雑や天候を考慮の上、余裕をもってご来場ください。
- (4) 著しく受講態度が悪い場合（私語、居眠り、携帯電話の使用等）は、受講継続や修了を認めず、修了証書を交付しない場合があります。推薦元へ連絡する場合がありますので、ご注意ください。

8 相談支援実習①②について

本研修では市内基幹相談支援センター等の協力のもと、各演習日の間で2回実習を実施します。所属する事業所の所在地によって受入先が異なります。

【実習内容（予定）】

・相談支援実習 1回目（任意推奨）

7月13日（月）～8月6日（木）より1回、約1時間程度

演習1日目と2日目の間に実施。基幹相談支援センター等に個別で訪問し、本研修で取組むご自身の提出課題について、報告および検討を行います。

・相談支援実習 2回目（任意推奨）

8月17日（月）～9月3日（木）より1回、約1時間程度

演習2日目と3日目の間にZOOM等にて実施。地域での相談支援体制や地域自立支援協議会の理解を目的に実施します。

【実習受入先予定】

- ・川崎区、幸区 ⇒ 川崎市南部基幹相談支援センター
- ・中原区、高津区、宮前区 ⇒ 川崎市中部基幹相談支援センター
- ・多摩区、麻生区 ⇒ 川崎市北部基幹相談支援センター

9 テキストについて

研修では「改訂 障害者相談支援従事者研修テキスト 現任研修編」（中央法規出版）を使用します。6月5日（金）実施の「令和8年度川崎市相談支援従事者現任プレ研修」の演習日に配付します。動画配信講義及び演習のメインテキストとなります。各自でご用意いただく必要はありません。

10 相談支援専門員の資格の更新について<<重要>>

相談支援専門員は、相談支援従事者初任者研修を修了した年度の翌年度を初年度として、5年以内に当現任研修を修了する必要がある、以後5年間に1回以上の受講が必要です。指定相談支援事業所等は、相談支援専門員の計画的な受講にご配慮をお願いします。

また、令和2年度以降に初任者研修及び現任研修を受講された方につきましては、新カリキュラムの移行に伴い、現任研修受講に際し相談支援の実務経験が必須となりましたのでご注意ください。

- ① 過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験がある。
- ② 現に相談支援業務に従事している。

※初回の現任研修受講時には①を、2回目以降の受講時には①又は②を満たす必要があります。

参考例 令和3年度に相談支援従事者初任者研修を修了された方の場合

令和4年度～令和8年度の間
1回目の現任研修を修了

令和9年度～令和13年度の間
2回目の現任研修を修了

令和3年度	令和4年度	～		令和8年度	令和9年度	～	令和13年度
初任者研修 修了	初年度	～		5年度目	6年度目	～	10年度目

初任者研修修了後から令和8年度末までは、現任研修を修了しなくても相談支援専門員として配置可能

令和8年度までに現任研修を修了していれば、令和9年から令和13年度末まで相談支援専門員として配置可能

<<注意事項>>

- ・平成23年度、平成28年度及び令和3年度の初任者研修修了者で令和4年度以降に現任研修を修了していない方については、令和8年度中に現任研修を修了しなければ、令和9年度以降の相談支援専門員の資格が失効します。
- ・失効した場合は、相談支援専門員の資格要件を満たすために改めて初任者研修（全日程）を受講する必要があります。

11 受講者の推薦・申込み

(1) 推薦・申込みについて

① 窓口となる**取りまとめ担当者**をお決めいただき、インターネット上の受講申込システムからの申込みください。

※受講生ご本人でも問題ございません。

② 受講申込者の初任者研修および現任研修修了状況、実務経験を把握するために、

● **11ページ目の『法人受講推薦書』に必要事項をご記入**

● **受講申込者の初任者研修修了証書および今までに受講した現任研修の修了証書全てのコピー以上を下記事務局まで郵送ください。**

※1 申込締め切り後は受け付けませんので、ご注意ください。

※2 申込みの際に未記入の箇所等があった場合、受講を見送りとさせていただきます。

※3 申込みが完了すると指定のメールアドレスに申込完了メールが届きますので、必ずご確認ください。届かない場合は総合研修センターまでご連絡ください。

※4 **インターネットでの申込みと、「法人受講推薦書」および既に受講済の初任者研修・現任研修の修了証書のコピーの提出をもって申込み完了となります。どれかが欠けている場合は申込完了となりませんので、十分ご注意ください。**

(2) 申込受付システム

下記URLもしくは2次元コードより、必要事項をご記入の上お申込みください。

① 研修申込受付システムURL・・・

https://www.shakyo-kensyu.jp/kawasaki/kensyu_detail.php?id=188

② 2次元コード・・・



※下記のサイトに申込受付システムのURLを掲載します。

①総合研修センターホームページ（URL <https://www.kensyu-c.jp/>）→「法定研修」

②ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ（URL <https://shougai.rakuraku.or.jp/>）」の「書式ライブラリ」→「3. 川崎市からのお知らせ」→「1. 川崎市からのお知らせ」

(3) 事務局住所（書類送付先）

〒210-0024 川崎市川崎区日進町5-1 川崎市複合福祉センターふくふく2階
総合研修センター「相談支援従事者研修担当」

(4) 申込期限

令和8年4月27日（月）まで（延長）

12 受講者の決定

- (1) 川崎市の選考により受講者を決定します。(先着順ではありません。)
- (2) 受講決定通知(受講の可否)については、法人の取りまとめ担当者宛てに5月12日(火)頃までに送付します。期日を過ぎても通知が届かない場合には、お手数をお掛けしますが、事務局までご連絡ください。
- (3) 指定相談支援事業者として「申請済み」または「申請予定あり」の事業所の方を優先的に受講決定します。受講申し込みの際にチェックに誤りがないようご注意ください。

13 その他の注意事項

- (1) 本研修では研修の受講する上で支援が必要な方に対し、研修の実施及び、他の受講生の学習に支障をきたさない範囲で合理的配慮を取らせていただきます。受講にあたって手話通訳、点訳教材等を必要とする方や人員や専門性を要する直接の支援を必要とする方は、必ず受講申込受付システムの「研修を受講する際に必要な配慮」に必要事項をご記入ください。なお、研修運営者間の情報共有を予めご了承ください。ご相談やご不明な点等ございましたら別途総合研修センター事務局までご連絡ください。申込みの際の記入や事前の相談がない場合は対応できないことがございますのでご注意ください。
- (2) 会場にご利用いただける駐車場はありませんので、ご了承ください。公共交通機関をご利用ください。
- (3) 研修を通して知り得た個人情報、当該研修業務の運営及び本市における計画相談に関する施策等の推進以外に使用されることはありません。
なお、上記目的の範囲内において、事業所所在地の各区に研修修了者の情報を提供する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。
- (4) 演習実施日に、自然災害(台風等)及び事故等が発生した場合、開講しないまたは開始時刻を遅らせることがあります。その場合には、**研修当日の午前8時40分頃までに、総合研修センターのホームページ(URL <https://www.kensyu-c.jp/>)にその旨を掲載します。**
- (5) 感染症対策のため、グループワーク中のマスクの着用にご協力をお願いします。咳・発熱等、体調不良の方は受講をお控えくださいますよう、お願いします。

14 研修全般に関する問い合わせ先

【日程・会場・申込・カリキュラム内容等について】

総合研修センター（指定管理者：社会福祉法人川崎市社会福祉協議会）

電話 044-223-6509 FAX 044-223-6598

開所時間：午前9時～午後5時（受付：午前8時30分～）（火曜～土曜）

※日曜日・月曜日・祝祭日・年末年始はお休みとなります。

【受講対象・制度について】

川崎市健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課 障害者支援担当

電話 044-200-3197 FAX 044-200-3974

受付時間：午前9時～午後5時（月曜～金曜）※祝祭日はお休みとなります。

演習会場のご案内

会場 総合研修センター研修室

（川崎市複合福祉センター ふくふく 2階）



令和8年度 川崎市相談支援従事者現任プレ研修・

神奈川県相談支援従事者現任研修（川崎市）『法人受講推薦書』

本用紙は、インターネット上の受講申込システムにて、上記研修をセットでお申込みいただいた法人に、別途提出いただく申込確認書類となります。法人担当者の連絡先及び、受講申込者の氏名・事業所名を法人内の優先順にご記入いただき、受講済みの初任者研修・現任研修の修了証の写し全てとともに下記事務局住所まで郵送ください。

法人・団体名（※必須）	
法人・団体 代表者名（※必須）	
法人住所及び連絡先（※必須） 緊急の場合等、電話及びメールでご連絡させて頂くこともございます。	〒 -
	TEL： () / FAX： ()
	Mail:
取りまとめ担当者名（※必須）	

* 決定通知等はまとめて、申込システムの決定通知等送付先にご入力いただいたご住所に送付します。
(受講者ごとに異なる送付先にはできません)。

令和8年度 川崎市相談支援従事者現任プレ研修・神奈川県相談支援従事者現任研修（川崎市）の受講者として、次のものを推薦します。なお、相談支援従事者研修に必要な要件（受講対象及び相談支援の実務経験）を満たしていることを併せて証明します。





【受講申込者一覧】 全受講申込者の氏名・事業所名を法人内の優先順に下の欄にご記入ください。

優先順位	受講申込名	事業所名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		

【事務局住所】

〒210-0024 川崎市川崎区日進町5-1 川崎市複合福祉センター ふくふく2階
総合研修センター「相談支援従事者研修担当」

令和 8 年度 相談支援従事者現任研修・現任プレ研修 全体スケジュール

月	現任研修	現任プレ研修
5月		 <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン講義視聴期間 5月12日(火)～6月4日(木) (予定) ・現任プレ研修 演習日 6月5日(金)
7月	 <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン講義視聴期間 6月6日(土)～7月2日(木) ・演習1日目 7月3日(金) 	
9月	 <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援実習 1回目 7月13日(月)～8月6日(木) ・演習2日目 8月7日(金) 	
10月	 <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援実習 2回目 8月17日(月)～9月3日(木) ・演習3日目 9月4日(金) 	

相談支援専門員の要件となる実務経験

業務範囲	業務の内容	経験年数
障害児者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における支援業務	ア 平成18年10月1日時点で、下記に掲げる事業等において、同年9月30日までの間に相談支援の業務及びその他準ずる業務に従事している者で必要経験年数を満たす者 <input type="checkbox"/> 旧障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業 <input type="checkbox"/> 精神障害者地域相談支援センター <input type="checkbox"/> その他これに準ずる事業等(a)	3年以上
	イ 相談支援機関・施設等において相談支援の業務に従事する者 <input type="checkbox"/> 一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業、旧障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業 <input type="checkbox"/> 児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、福祉事務所 <input type="checkbox"/> 障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院 <input type="checkbox"/> その他これに準ずる事業等(b)	5年以上
	ウ 病院若しくは診療所において、相談支援の業務に従事する者で以下のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 介護職員初任者研修・訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※3を有する者 (4) イに掲げる業務に1年以上従事した者	
	エ 就労支援に関する施設において、相談支援業務や、その他これに準ずる業務に従事する者 <input type="checkbox"/> 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター <input type="checkbox"/> その他これに準ずる業務(c)	
	オ 特別支援学校その他これに準ずる機関において、就学相談・教育相談・進路相談の業務に従事する者 <input type="checkbox"/> 特別支援学校 <input type="checkbox"/> その他これに準ずる機関(d)	
	① 相談支援の業務※1 カ 施設及び医療機関等における介護の業務に従事する者 <input type="checkbox"/> 障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、医療法に規定する療養病床、その他これに準ずる施設 <input type="checkbox"/> 障害児通所支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業、その他これに準ずる事業 <input type="checkbox"/> 病院若しくは診療所、薬局、訪問看護事業所 <input type="checkbox"/> その他これに準ずる施設(e)	10年以上
	② 介護等の業務※2 キ 上記②直接支援の業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められる者 (介護職員初任者研修・訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者) (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格、精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者	5年以上
	③ 有資格者等 ク 上記①の相談支援の業務及び上記②の介護等の業務に従事している期間が通算して3年以上かつ国家資格等※3による業務に5年以上従事している者	—

(必要な経験年数※4は、通算期間)

【その他これに準ずる事業（施設）の例】

a	障害児（者）地域療育等事業、市町村障害者生活支援事業 等
b	保健所、市町村の相談窓口業務、児童発達支援センター、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、知的障害者援護施設、知的障害者地域生活援助、精神障害者社会復帰施設、精神障害者地域生活援助、福祉型及び医療型障害児入所支援（知的障害児施設、自閉症児施設（第一種、第二種）、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設）、知的障害児通園施設、指定発達支援医療機関、地域活動支援センター、市町村から補助または委託を受けている作業所等、旧身体障害者福祉ホーム、旧知的障害者福祉ホーム 等
c	地域就労援助センター 等
d	小学校及び中学校の特別支援学級 等
e	身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、旧知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、旧知的障害者福祉ホーム、知的障害者地域生活援助、精神障害者社会復帰施設、精神障害者地域生活援助、福祉型及び医療型障害児入所支援（詳細、前述のとおり）、指定発達支援医療機関、地域活動支援センター、市町村から補助または委託を受けている作業所等、障害者自立支援法施行以前の身体障害者居宅介護・知的障害者居宅介護・児童居宅介護・精神障害者居宅介護・身体障害者デイサービス、障害児通所支援（児童デイサービス、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児通所施設、児童発達支援事業所、重症心身障害児（者）通園事業（補助事業）、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）、児童発達支援センター 等

※1 相談支援の業務

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

※2 介護等の業務

身体上若しくは精神上の障害がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務

※3 国家資格等

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、公認心理師

※4 必要な経験年数の従事日数の考え方

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年当たり180日以上であることを言うものとする。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることを言う。

（H18.8.24「障害保健福祉関係主管課長会議」参考資料②より参照）

☆ 本資料は、初任者研修受講希望者向けに神奈川県で作成した実務経験の参考資料です。詳細については、「指定障害児相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成24年3月30日厚生労働省告示第225号）」、「指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年3月30日厚生労働省告示第226号）」、「指定計画相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの（平成24年3月30日厚生労働省告示第227号）」をご確認ください。